

明日の共済のために

にいかわ介護



Vol.16
2010.6

発行：新川地域介護保険組合
〒938-0036
富山県黒部市北新199
E-mail：info@niikawakaigo.jp
TEL (0765) 57-3303
FAX (0765) 57-3305

サービスの質の向上をめざして

富山型共生グループホーム 双葉

平成21年12月オープン

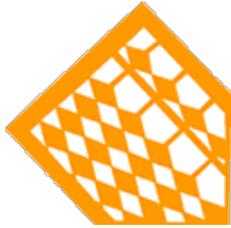


入善町入膳7936-1
0765-74-0901



〈特徴〉

認知症高齢者と障害者が共存するあたらしい形の富山型共生グループホーム



平成22年度予算について

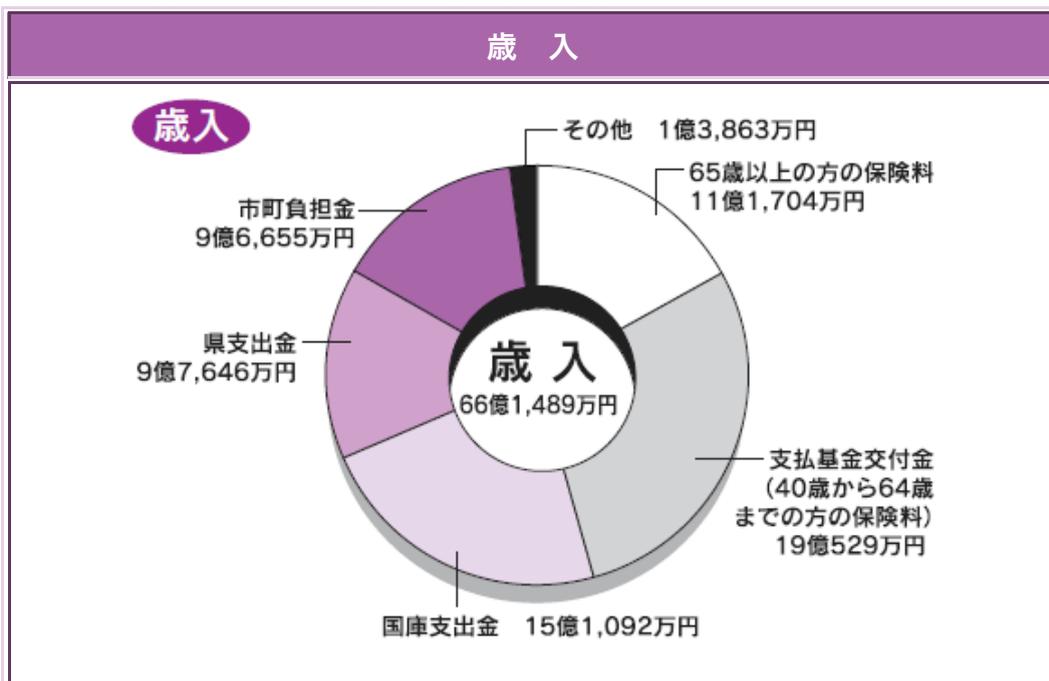


平成22年度の当初予算総額は、66億1,489万円で、前年度当初予算と比べ2億2,595万円、3.5%の増加となりました。

本年度は、第4期事業計画の2年度目で、この計画に基づき、介護予防と地域包括ケアの推進を重点目標に掲げ、引き続き高齢者を対象に生活機能や運動機能を向上させる、または悪化させないための効果的な介護予防を図る地域支援事業に取り組んでまいります。

さらに介護サービスを利用される一人ひとりの心身の状態に対応した質の高いサービスの提供に努め、高齢者の「尊厳の保持」、「自立支援」を推進してまいります。

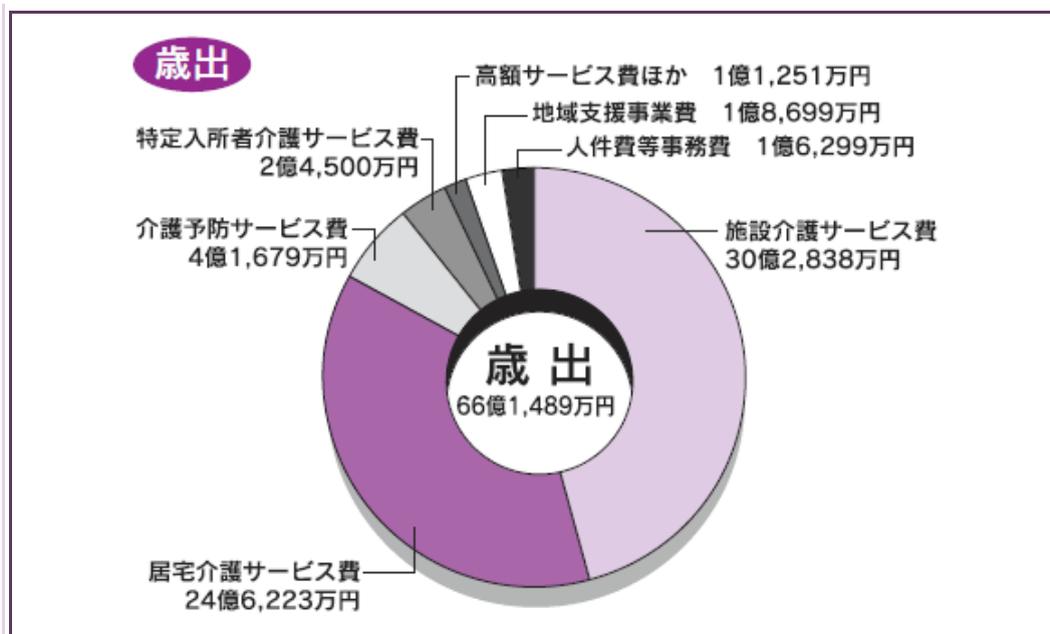
平成22年度 新川地域介護保険組合予算概要



65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料は、前年度当初予算額とほぼ同額を計上しています。また、支払基金交付金として交付される40歳から64歳までの方（第2号被保険者）の保険料は、前年度と比べ約6千8百万円、率で3.8%の増加となっています。

その他、国庫支出金、県支出金、市町負担金は、介護給付費のそれぞれの負担率に基づき計上しています。

歳出



介護給付費は、歳出予算の94.7%を占め、前年度と比べ約2億3千万円、率で3.8%の増加となっています。このうち介護サービス費は、約1億8千万円の増、率で3.6%の増となり、介護予防サービス費は、約1千万円余りの増、率で2.7%の増となっています。これは、居宅サービスにおける利用者数の増と、地域密着型サービス事業所の整備等によるものです。

介護サービスの利用者は、施設サービスで約1,000人、居宅サービスで約1,500人、介護予防サービスで約700人、全体で約3,200人の利用を見込んでいます。

平成22年度の介護保険料について

■保険料は、年額で賦課されます

保険料は前年の所得等により算定し、7月に賦課決定通知書が送付されます。また、65歳到達、転入、転出、死亡等があったときは、月割り計算により保険料を決定（変更）します。

■第1号被保険者（65歳以上）の保険料

区 分	対 象 者	負担割合	保 険 料	
			月 額	年 額
第1段階	住民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 生活保護被保護者等	基準額×0.40	1,600円	19,200円
第2段階	住民税世帯非課税者等で (課税年金収入額+合計所得金額)が80万円以下の者	基準額×0.50	2,000円	24,000円
第3段階	住民税世帯非課税者等で第2段階以外の者	基準額×0.70	2,700円	32,400円
第4段階	住民税本人非課税者等で(課税年金収入額+合計所得金額) が80万円以下の者 [住民税世帯課税]	基準額×0.85	3,300円	39,600円
第5段階	住民税本人非課税者等で第4段階以外の者 (住民税世帯課税)	基 準 額	3,900円	46,800円
第6段階	住民税本人課税者 (合計所得金額が125万円未満)	基準額×1.10	4,300円	51,600円
第7段階	住民税本人課税者 (合計所得金額が125万円以上200万円未満)	基準額×1.25	4,900円	58,800円
第8段階	住民税本人課税者 (合計所得金額が200万円以上250万円未満)	基準額×1.45	5,700円	68,400円
第9段階	住民税本人課税者 (合計所得金額が250万円以上)	基準額×1.70	6,600円	79,200円

■特別徴収（年金からの天引き）の方は

保険料の年額が、年金の支払い月に年6回に分けて天引きになります。年金から天引きになる方には、7月に保険料決定通知書が送付されます。4月及び6月は2月と同額の保険料が天引きされ、8月以降の各納期の特別徴収額で調整されます。（6月までは昨年と同額で天引き、8月から天引き額が変更されます。）

■普通徴収（納付書や口座振替による納付）の方は

保険料の年額を5回の納期に分けて納めます。7月に保険料納入通知書とあわせて1年分の納付書が送付されますので、納付書又は口座振替により、金融機関で納めてください。また、口座振替依頼書が提出されている方には、口座振替者用の保険料決定通知書が送付されます。

■介護保険料の減免について

災害、事故、低収入等により、保険料を納めることが困難と認められる場合で、一定の要件を満たす場合は、保険料が減免されます。保険料負担の公平性を確保する観点から、全額免除はありませんが、保険料の納付が困難な場合は、ご相談ください。

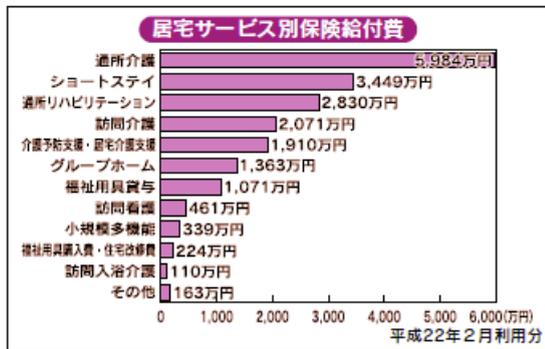
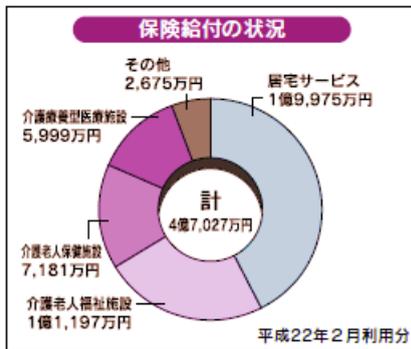
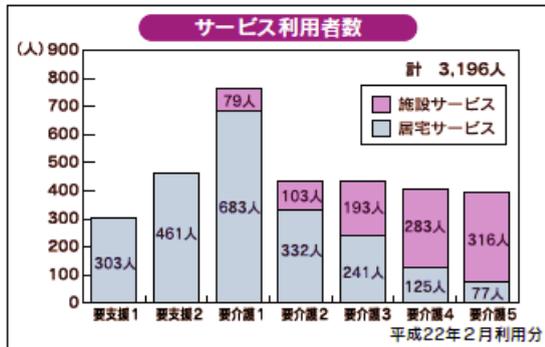
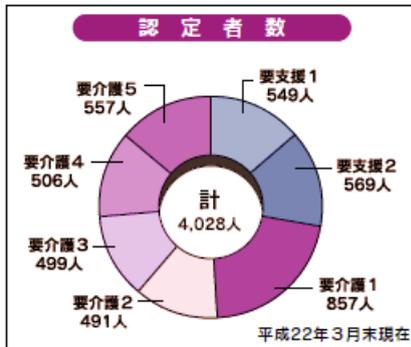
■保険料を滞納すると？

特別な事情がないのに、保険料の滞納が続く場合、未納期間に応じて給付が一時差し止めになったり、利用者負担が1割から3割になったりする措置がとられます。保険料は必ずお納めください。

1年間滞納した場合	1年6カ月滞納した場合	2年以上滞納した場合
サービス利用時にいったん利用料の全額を自己負担する必要があります(あとで9割相当分が払い戻されます)。	あとで払い戻される9割相当分のうちの一部または全部が差し止められます。	なおも滞納が続く場合は差し止められた額から保険料が差し引かれる場合もあります。
		本来1割である利用者負担額が3割に引き上げられたり、高額介護サービス費が受けられなくなったりします。

みなさん一人ひとりの保険料が介護を支えています。

介護保険事業の状況



低所得世帯の在宅介護サービス利用者負担を軽減します

新川地域介護保険組合では、所得の低い世帯を対象に、在宅介護サービスを利用した際に支払う利用者負担金（1割負担分）の一部を助成しています。

世帯全体の収入等が少なく、利用者負担金のお支払いにお困りの方は、お気軽にご相談ください。



問合せ先 新川地域介護保険組合（電話 57-3303）

管内の人口	
全人口	84,028人
65歳以上人口	23,670人
要支援・要介護認定者数	4,028人

（平成22年3月末現在）

